

第百二十九回国会 衆議院 労働委員会 議 録 第 四 号

平成六年六月九日(木曜日)

午後零時十二分開議

出席委員

委員長 松岡清壽男君

理事 赤城 徳彦君 理事 大野 功統君

理事 住 博司君 理事 長勢 甚遠君

理事 大石 正光君 理事 宮本 一三君

理事 岩田 順介君 理事 東 祥三君

加藤 卓二君 古賀 正浩君

中野 寛成君 西岡 武夫君

池田 隆一君 興石 東君

田邊 誠君 永井 孝信君

坂口 力君 山名 靖英君

枝野 幸男君 寺前 巖君

岡崎 宏美君

出席國務大臣 労働大臣 鳩山 邦夫君

出席政府委員 労働大臣官房長 征矢 紀臣君

労働省職業安定局長 七瀬 時雄君

労働省職業安定局長 渡邊 信君

対策部長

委員外の出席者 労働委員会調査室長 松原 重順君

委員の異動

六月七日 宇佐美 登君 補欠選任 渡海紀三朗君

同日 宇佐美 登君 補欠選任 渡海紀三朗君

同日 宇佐美 登君 補欠選任 宇佐美 登君

同日 渡海紀三朗君 補欠選任 宇佐美 登君

同日 渡海紀三朗君 補欠選任 宇佐美 登君

同日 渡海紀三朗君 補欠選任 宇佐美 登君

同日 渡海紀三朗君 補欠選任 宇佐美 登君

同日 渡海紀三朗君 補欠選任 宇佐美 登君

同日 渡海紀三朗君 補欠選任 宇佐美 登君

同日 渡海紀三朗君 補欠選任 宇佐美 登君

同日 渡海紀三朗君 補欠選任 宇佐美 登君

同日 渡海紀三朗君 補欠選任 宇佐美 登君

同日 渡海紀三朗君 補欠選任 宇佐美 登君

同日 渡海紀三朗君 補欠選任 宇佐美 登君

同日 渡海紀三朗君 補欠選任 宇佐美 登君

同日 渡海紀三朗君 補欠選任 宇佐美 登君

同日 渡海紀三朗君 補欠選任 宇佐美 登君

同日 渡海紀三朗君 補欠選任 宇佐美 登君

同日 渡海紀三朗君 補欠選任 宇佐美 登君

同日 渡海紀三朗君 補欠選任 宇佐美 登君

辞任 山元 勉君 補欠選任 興石 東君

宇佐美 登君 枝野 幸男君

寺前 巖君 志位 和夫君

同日 補欠選任 山元 勉君

辞任 興石 東君 宇佐美 登君

枝野 幸男君 寺前 巖君

志位 和夫君

六月八日 障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)(参議院送付)

同月七日 介護休暇の早期制度化に関する請願(岩佐恵美君紹介)(第二九九号)

同(穀田恵二君紹介)(第三〇〇号)

同(佐々木陸海君紹介)(第三〇一号)

同(志位和夫君紹介)(第三〇二号)

同(寺前巖君紹介)(第三〇三号)

同(中島武敏君紹介)(第三〇四号)

同(東中光雄君紹介)(第三〇五号)

同(不破哲三君紹介)(第三〇六号)

同(藤田スミ君紹介)(第三〇七号)

同(古堅実吉君紹介)(第三〇八号)

同(正森成二君紹介)(第三〇九号)

同(松本善明君紹介)(第三一〇号)

同(矢島恒夫君紹介)(第三一一号)

同(山原健二郎君紹介)(第三一二号)

同(吉井英勝君紹介)(第三一三号)

ハイヤー・タクシー労働者の労働条件改善に関する請願(永井孝信君紹介)(第三一四号)

同(和田貞夫君紹介)(第三一五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第五七号)(参議院送付)

○松岡委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。鳩山労働大臣。

○松岡委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。鳩山労働大臣。

○松岡委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。鳩山労働大臣。

○松岡委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。鳩山労働大臣。

○松岡委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。鳩山労働大臣。

○松岡委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。鳩山労働大臣。

○松岡委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。鳩山労働大臣。

○松岡委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。鳩山労働大臣。

○松岡委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。鳩山労働大臣。

○松岡委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。鳩山労働大臣。

○松岡委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。鳩山労働大臣。

○松岡委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。鳩山労働大臣。

○松岡委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。鳩山労働大臣。

○松岡委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。鳩山労働大臣。

○松岡委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。鳩山労働大臣。

○松岡委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。鳩山労働大臣。

○松岡委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。鳩山労働大臣。

○松岡委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。鳩山労働大臣。

○松岡委員長 これより会議を開きます。

べられているように、重度障害者の雇用の促進及び継続を図るため、生活に密着した地域レベルにおいてきめ細かな職業リハビリテーションを実施することや、通勤、住宅等の職業生活にかかわる環境を整備していくことが必要であります。

これらの課題につきましては、障害者雇用審議会におきまして、昨年十月以来御議論いただきまして、同十二月に意見書いただき、法的整備の方向が示されたところであります。政府といたしましては、この意見書に沿って、本法律案を作成して障害者雇用審議会にお諮りし、全会一致の答申をいただいで、ここに提出した次第であります。

次に、その内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、都道府県知事は、職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者に対し、支援の業務を適正かつ確実に行うことができること認められる公益法人を市町村レベルにおいて障害者雇用支援センターとして指定することといたしております。この障害者雇用支援センターは、基本的な労働習慣を体得させるための訓練である職業準備訓練を中心として個々の障害者の特性に応じた一貫した支援を行うとともに、地域のボランティアに関する情報を収集整理し、事業主等に対して提供する業務を行うこととしております。また、障害者雇用支援センターに対しては、市町村レベルでのきめ細かな職業リハビリテーションサービスを実施する役割を担うものとして必要な助成措置を講ずることとしております。

第二に、障害者の処遇の改善等を図るために必要となる施設設備の設置整備に対する助成金制度の新設や、通勤、住宅面での助成金制度の充実などにより、障害者を取り巻く職業生活環境の整備を進めることによつて、障害者の雇用の促進及び

○鳩山國務大臣 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

○鳩山國務大臣 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

○鳩山國務大臣 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

○鳩山國務大臣 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

○鳩山國務大臣 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

○鳩山國務大臣 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

○鳩山國務大臣 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

○鳩山國務大臣 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

○鳩山國務大臣 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

○鳩山國務大臣 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

○鳩山國務大臣 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

○鳩山國務大臣 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

○鳩山國務大臣 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

○鳩山國務大臣 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

○鳩山國務大臣 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

○鳩山國務大臣 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

○鳩山國務大臣 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

○鳩山國務大臣 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

○鳩山國務大臣 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

○鳩山國務大臣 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

○鳩山國務大臣 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

○鳩山國務大臣 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

○鳩山國務大臣 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

○鳩山國務大臣 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

○鳩山國務大臣 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

○鳩山國務大臣 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

○鳩山國務大臣 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

○鳩山國務大臣 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

○鳩山國務大臣 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

○鳩山國務大臣 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

○鳩山國務大臣 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

○鳩山國務大臣 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

○鳩山國務大臣 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

○鳩山國務大臣 ただいま議題となりました障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

第一類第十二号

労働委員会議録第四号

平成六年六月九日

安定を図ることとしております。これらの助成金は、身体障害者雇用納付金制度に基づく助成金制度として実施することとしております。

なお、この法律の施行は、本年十月一日からといたしてあります。

以上、この法律案の提案理由及びその内容の概要につきまして御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

ありがとうございます。 (拍手)

○松岡委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

次回は、明日金曜日午前九時三十分理事會、午前九時四十分委員會を閉會することとし、本日は、これにて散會いたします。

午後零時十七分散會

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律案

障害者の雇用の促進等に関する法律の一部を改正する法律

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四節 日本障害者雇用促進協会による障害者職業能力開発校の運営の業務の実施（第九条の十二・第九条の十三）」を「第四節 障害者雇用促進協会による障害者職業能力開発校の運営の業務の実施（第九条の十八・第九条の十九）」に改める。

第八条の三中「次節第一款」の下に「及び第九条の十三第三号」を加える。

第九条の二第四号中「及び地域障害者職業センター」を「地域障害者職業センター及び第九条の十二第二項の障害者雇用支援センター」に改め、

同条第五号中「第九条の四第一号」の下に「及び第九条の十三」を加える。

第九条の四中「地域障害者職業センターは」の下に「都道府県の区域内において」を加える。

第九条の八第二項中「措置」の下に「、第九条の十二第二項の障害者雇用支援センターの行う業務」を加える。

第二章第四節中第九条の十三を第九条の十九とし、第九条の十二を第九条の十八とし、同節を同章第五節とし、同章第三節の次に次の一節を加える。

第四節 障害者雇用支援センター

(指定)

第九条の十二 都道府県知事は、職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者（以下この節において「支援対象障害者」という。）の職業の安定を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものとする。

（以下この節において「支援対象障害者」という。）の職業の安定を図ることを目的として設立された民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の法人であつて、次条に規定する業務を適正かつ確実に行うことができるものとする。その申請により、市町村（特別区を含む。）の区域（当該地域における支援対象障害者の住居とその就業の場所との地理的關係その他の事情を考慮して労働省令で定める基準に従い、同条第一号から第五号までに掲げる業務の円滑な運営を確保するために必要と認められる場合には、都道府県知事が指定する二以上の市町村の区域）に一を限つて、同条に規定する業務を行う者として指定することができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしたときは、同項の規定による指定を受けた者（以下「障害者雇用支援センター」という。）の名称及び住所並びに事務所所在地並びに当該指定に係る地域を公示しなければならない。

3 障害者雇用支援センターは、その名称及び住所並びに事務所所在地を変更しようとするときは、あらかじめ、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

4 都道府県知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項を公示しなければならない。

(業務)

第九条の十三 障害者雇用支援センターは、前条第一項の規定による指定に係る区域において、次に掲げる業務を行うものとする。

一 支援対象障害者に対して、その障害の種類及び程度に応じ、必要な職業準備訓練を行うこと。

二 前号の職業準備訓練を受けた後職業に就いた支援対象障害者に対して、必要な助言その他の援助を行うこと。

三 第一号の職業準備訓練を受けた支援対象障害者を雇用し、又は雇用しようとする事業主に対して、当該支援対象障害者の雇用に必要となる業務に関する事項についての助言その他の援助を行うこと。

四 支援対象障害者の通勤への同行その他の支援対象障害者が職業に就くことに伴い必要となる介助等の支援を行う者（以下この条において「障害者雇用支援者」という。）に関する情報を収集し、及び整理すること。

五 第二号及び第三号に掲げるもののほか、事業主、支援対象障害者その他の関係者に対して、前号の規定により収集し、及び整理した障害者雇用支援者に関する情報を提供し、並びに職業リハビリテーションに係る情報の提供、相談その他の援助を行うこと。

六 障害者雇用支援者に対して、第四号の支援を適切に行うために必要な知識及び技能を習得させるための研修を行うこと。

七 前各号に掲げるもののほか、支援対象障害者がその職業生活における自立を図るために必要な業務を行うこと。

(地域障害者職業センターとの関係)

第九条の十四 障害者雇用支援センターは、地域障害者職業センターの行う支援対象障害者に対する職業評価に基づき、前条第一号から第三号

までに掲げる業務を行うものとする。

(事業計画等)

第九条の十五 障害者雇用支援センターは、毎事業年度、労働省令で定めるところにより、事業計画書及び収支予算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 障害者雇用支援センターは、労働省令で定めるところにより、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を作成し、都道府県知事に提出しなければならない。

(監督命令)

第九条の十六 都道府県知事は、この節の規定を施行するために必要な限度において、障害者雇用支援センターに対し、第九条の十三に規定する業務に関し監督上必要な命令をすることができる。

(指定の取消し等)

第九条の十七 都道府県知事は、障害者雇用支援センターが次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の十二第一項の規定による指定（以下この条において「指定」という。）を取り消すことができる。

一 第九条の十三に規定する業務を適正かつ確実に実施することができないと認められるとき。

二 指定に関し不正の行為があつたとき。

三 この節の規定又は当該規定に基づく命令若しくは処分違反したとき。

2 都道府県知事は、前項の規定により、指定を取り消したときは、その旨を公示しなければならない。

第十八条第二号中「第二号の三」を「第二号の五」に改め、同条第二号の三中「事業主」の下に「又は当該事業主の加入している事業主の団体」を加え、同条第二号の五とし、同条第二号の二の次に次の二号を加える。

二の三 身体障害者である労働者を雇用する事業主に対して、身体障害者である労働者の処

遇の改善又は雇用の継続を図るために行う配置転換又は職種転換に伴い必要となる施設又は設備の設置又は整備に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

二の四 身体障害者である労働者を雇用する事業主又は当該事業主の加入している事業主の団体に対して、身体障害者である労働者の福祉の増進を図るための施設の設置又は整備に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

第十八条第三号の二の次に次の一号を加える。
三の三 障害者雇用支援センターに対して、身体障害者の雇用の促進又は継続に係る第九条の十三第一号に掲げる業務（前号の教育訓練に該当するものを除く。）及び同条第二号から第七号までに掲げる業務に要する費用に充てるための助成金を支給すること。

第三十六条第二項中「(明治二十九年法律第八十九号)」を削る。
第八十二条中「障害者職業センター」の下に「障害者雇用支援センター」を加える。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、平成六年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(職業能力開発促進法の一部改正)

第三条 職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第四項中「第二章第四節」を「第二章第五節」に改める。

理由

障害者の雇用に関する状況にかんがみ、職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害者に対し、その職業の安定を図るために必要な支援措置を講ずるとともに、障害者の処

遇の改善等を図るために必要となる施設の設置又は整備に対する助成金の新設等助成金制度を充実する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

労働委員会議録第二号中正誤

ページ 段 行 誤

三三 二三 重要性について 重要性について
三三 二二三 等に相まって、 等と相まって、
三三 一三三 我が党 我が党

平成六年六月二十二日印刷

平成六年六月二十三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F